

塩城小学校「校内ルール」

教育に対する信頼を損なう不祥事が二度と起きないようにするために、次のようなルールを確認・徹底します。

(1) 体罰や暴言の防止

- ・児童の到達度が教師の目指す姿と著しく異なる場合や、故意に教師の指示に従わないなど、指導が困難なときに体罰が起きやすくなるので気をつけること。そういう場合は、小さなことでも管理職に相談したり、全職員で問題の解決にあたりたりすることを共通理解しておく。

(2) 個別面談や個別の学習指導等の対応

- ・児童生徒と個別面談を行う場合は、管理職に日時と場所を連絡し許可を得てから行うこと。また、その部屋は、外からその様子が見える状態であること。
- ・1対1で個別の学習指導を行う場合も、個別面談と同様のルールとする。教職員の自家用車で児童を送迎しない。

(3) 個人情報の適切な管理

- ・児童生徒の個人情報に係る書類や電子データ等の学校情報の取扱いについては次のとおりとする。
 - ①学校情報を校外に持ち出すことは、原則として禁止。やむを得ず校外に持ち出す場合は、管理職の許可を得て指定された学校用USBを使用すること。学校用USBの各データに必ずパスワードを設定し、厳重にセキュリティーを掛けること。そのUSBデータは、使用后必ず学校のパソコンで削除すること。
 - ②USBを校外に持ち出した場合は、紛失したり盗難に遭わないよう厳重に管理すること。
 - ③Eメールによる送信は、メールアドレスを間違わないよう注意し、管理職の許可を得れば可とする。
- ・児童生徒個人が携帯電話を持っている場合、電話番号やメールアドレスを把握する事は禁止する。合わせて「児童生徒とのメールやSNSのやりとり」は絶対禁止とする。

(4) 現金や薬の取扱と管理

- ・担任は児童から直接集金をしない。自動引落しを徹底する。令和2年4月～
- ・支払いは、支払日を決めて業者に来てもらい、事務職を通して当日払い出し早急に済ませること。
- ・児童が昼に飲む薬を持ってきても、保護者の確認がとれない場合は絶対に飲ませない。確認がとれ飲ませる場合には、養護教諭や管理職に連絡をとり一度に飲ませる分量を徹底すること。

(5) 交通法規の遵守

- ・通勤における、スピードの出し過ぎ、脇見運転、居眠り運転にも注意すること。
- ・飲酒する場合は、飲み過ぎに留意し、翌日酒気帯び運転にならないよう十分に気をつけること。飲酒をすれば自制心が低下することを自覚し、言動にも気をつけること。
- ・積雪時期には、道路の凍結があり交通事故を起こしたりする可能性が高くなるので自家用車の運転には十分に注意すること。

(6) 心の健康の維持

- ・ストレスチェックなどを活用し、自分の心の健康状態を把握すること。
- ・自分に合ったストレス発散法を見つけること。
- ・職務に専念する時間と、休む時間を必ず創り出し心と体の健康を維持すること。
- ・多くの人間関係の中で様々なことを学び、人間力の向上を目指すこと。
- ・悩みを相談できる仲間や同僚をつくり、問題解決能力を高めること。
- ・過去に起きた不祥事から学び、強い自制心を身につけること。

(7) 児童・保護者向け相談窓口 安川教頭 0867-78-1121